

介護老人保健施設短期入所療養介護 利用約款 (介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護 利用約款)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設羽栗の里（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が短期入所療養介護利用同意誓約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われた場合も初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービス（短期入所療養介護サービス）の提供の範囲を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を請求日から1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず督促日より7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び保証人に対し、料金の合計額の請求書及び明細書を、退所日に発行し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を2週間以内に支払うものとします。なお、支払いの方法は現金にてお受けいたします。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人に対して、領収書を発行します。

(記録等)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。尚、実施に際しては同意書を頂きます。

(個人情報保護及び秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(事故発生時及び緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービス(短期入所療養介護サービス)範囲内での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と

判断した場合、対応が可能な他の専門的機関（医療機関、他施設等）を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービス（短期入所療養介護サービス）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

当施設苦情相談窓口 電話 0 5 6 4 - 4 8 - 7 7 1 0

国民健康保険団体連合会 電話 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5

岡崎市介護保健課 電話 0 5 6 4 - 2 3 - 6 6 8 2

（賠償責任）

第 11 条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

介護老人保健施設羽栗の里のご案内（重要事項説明書）
（令和 8 年 6 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 医療法人 羽栗会 介護老人保健施設 羽栗の里
- ・開設年月日 平成10年8月
- ・所在地 〒444-3514 岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
- ・電話番号 (0564) 48-7710
- ・ファックス番号 (0564) 48-4870
- ・管理者名 栗 生 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2352180034号)

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設羽栗の里の運営方針]

1. 人間の尊厳・生命の倫理が確保された生活及び訓練の場とする。
2. 老人の自立を支援し家庭復帰を目指すリハビリテーションを提供する。
3. 明るく家庭的な雰囲気地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
4. 老人及び家族の不安を解消し心身ともに明るい健康づくりに貢献する。

（3）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	2	1	1	診察、薬の処方等
・看護職員	4	7	1	バイタルチェック等
・薬剤師	—	1	—	処方薬の調合等
・介護職員	11	11	3	身体介護等
・支援相談員	2	—	—	入退所の調整、相談等
・理学療法士	1	—	—	入所・通所者のリハビリ等
・作業療法士	1	1	—	入所・通所者のリハビリ等
・言語聴覚士	—	—	—	入所・通所者のリハビリ等
・管理栄養士	1	—	—	栄養管理・献立作成等
・介護支援専門員	2	—	—	ケアプランの作成
・事務職員	3	—	—	請求業務、受付等
・その他	—	1	—	送迎業務・清掃業務等

- (4) 入所定員等 ・定員 80名
 ・療養室 個室 2室、 2人室 3室、 4人室 18室
- (5) 通所定員 25名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 8時30分
昼食 12時00分～12時30分
夕食 18時00分～18時30分
減塩食と糖尿食と加工食には通常のメニューのほか特別な食事を用意しています。
ご利用の際には、支援相談員までお申し出ください。
緊急時、当施設担当医の医学的判断において、特別食を必要に応じて提供していきます。
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態、感染症の発生状況に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス（入退所時の支援も行います）
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
 ＊サービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 十全会 三嶋内科病院
 - ・住 所 岡崎市六供町3丁目8-2
 - ・名 称 医療法人 羽栗会 羽栗病院
 - ・住 所 岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人 清雅会 シバタ歯科
 - ・住 所 岡崎市羽根町字西ノ郷 41 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会・・・午前9時から午後5時30分まで、365日面会できます。
- ・外出・外泊・・・2日前まで、ご連絡ください。
- ・飲酒・喫煙・・・飲酒・喫煙は禁止です。
- ・火気の取扱い・・・火気の持ち込みは禁止です。
- ・設備・備品の利用・・・施設の指示で利用して頂きます。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・入所時に話し合いで決めます。
- ・金銭・貴重品の管理・・・管理ができませんので、持ち込まないで下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診・・・厳禁
- ・宗教活動・・・厳禁
- ・ペットの持ち込み・・・厳禁

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員（西川、竹下）が勤務していますのでお気軽にご相談ください。

電話 0564-48-7710

対応時間 月曜日～金曜日（定休日：土曜、日曜、祝日、年末年始）

8時30分 ～ 17時30分

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、外部の苦情窓口として市町村介護保険担当課もしくは国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情相談窓口）に申し出ることができます。

岡崎市介護保険課（電話 0564-23-6682）

国民健康保険団体連合会（電話 052-971-4165）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

当施設は第三者評価を受けています。

実施日 令和8年1月29日

実施機関 株式会社 ユニバーサルリンク 愛知調査室

評価結果の開示状況については、介護サービス情報公表システムにて確認していただけます。

<別紙2>

(介護予防) 短期入所療養介護について (重要事項説明書)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 介護保険一部負担額

地域区分毎の上乗せ割合…地域毎に利用単価が変更される事となり、当事業所（岡崎市）は6級地(1単位=10.27円)となります。

① 施設利用料（1日あたり）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

* 短期入所療養介護

I. 個室

・要介護1	753単位
・要介護2	801単位
・要介護3	864単位
・要介護4	918単位
・要介護5	971単位

II. 多床室

・要介護1	830単位
・要介護2	880単位
・要介護3	944単位
・要介護4	997単位
・要介護5	1052単位

* 介護予防短期入所療養介護

I. 個室

・要支援1	579単位
・要支援2	726単位

II. 多床室

・要支援1	613単位
・要支援2	774単位

② 共通項目

*夜勤職員配置加算として1日あたり24単位加算されます。

*サービス提供体制強化加算Ⅲとして1日あたり6単位加算されます。

*介護職員等処遇改善加算Ⅱイ…介護職員等の賃金の改善等するため一月に利用した所定単位の8.6%が加算されます。

例) 25,000 単位×8.6%=2150 単位

③ その他の項目

*個別リハビリ実施した場合、1日につき240単位加算されます。

*入所時および退所時に送迎を行なった場合には、それぞれ184単位加算されます。

*医師の指示に基づき療養食を提供した場合、1食につき8単位加算されます。

*若年性認知症利用者を受け入れた場合、1日につき120単位加算されます。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、51単位/日加算されます。

*総合医学管理加算として、治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき275単位が加算されます。

(2) 居住費・食費について (1日あたり)

① 居住費

	個室	多床室
・利用者負担 (第1段階)	550円	0円
(第2段階)	550円	430円
(第3段階)	1370円	430円
(第4段階)	1728円	437円

*特別室を利用された場合、1日あたり

個室640円、2人部屋(2階)130円、(3階)330円がかかります。

② 食費

1900円(朝食460円・昼食750円・夕食690円)

*利用者負担段階に応じて以下の料金を1日あたりの上限として頂きます。

(第1段階)	0円
(第2段階)	600円
(第3段階①)	1000円
(第3段階②)	1300円
(第4段階)	1900円

(3) その他の料金 (1 日あたり)

*個人的にテレビ・電気毛布等の電気器具を使用された場合、電気代として

1 品につき 3 5 円お支払いいただきます。

*その他 (利用者が選定する特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費等) は、別途資料をご覧ください。